

文部科学省説明資料



平成30年2月27日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文教施設におけるコンセッション事業の具体化目標に向けた今後の取組

「未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—」(平成29年6月9日閣議決定)

(コンセッション関係部分抜粋)

「PPP/PFI 推進アクションプラン(平成29年改定版)」(平成29年6月9日民間資金等活用事業推進会議決定。以下この節において「アクションプラン」という。)に掲げられた空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅について、引き続きその進捗や数値目標の達成に努めるほか、新たに掲げられたクルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE 施設についても数値目標の達成に向けた取組を強化する必要がある。

「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年度改定版)」(平成29年6月9日民間資金等活用事業推進会議決定)

(文科省関係部分抜粋)

4. 集中取組方針 (2)重点分野と目標 ⑤文教施設

次に掲げる措置等により、平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中に3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。

＜文部科学省＞

- ・文教施設(スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設をいう。以下同じ。)について、有識者検討会の最終報告を踏まえ、コンセッション事業を活用した利用者の満足度の向上や収益性を高める取組が実行されるよう、地方公共団体を支援する。(平成28年度から)＜文部科学省＞
- ・文教施設の具体の案件形成を行うため、関係府省と連携しながら、地方公共団体等への働きかけを実施する。(平成28年度から)＜文部科学省＞
- ・文教施設へのコンセッション事業の活用の在り方に関する有識者検討会での最終報告を踏まえ、地方公共団体において具体の案件形成が行われるよう、引き続き地方公共団体に対する支援を実施するとともに、実務的な手引きを策定する。(平成29年度から)＜文部科学省＞
- ・有識者検討会の最終報告を踏まえ、都市部の文教施設における案件形成においては、周辺の他施設も包含した複合的運営による集客力拡大等の取組が進められるよう、地方公共団体に支援する。(平成28年度から)＜文部科学省、内閣府＞

＜目標達成に向けた取組状況＞

28年度

有識者検討会

- ・8月末 中間まとめ(公表済)
- ・海外事例、国内の先導的事例の紹介
- ・3月末 最終報告(公表・周知済)

29年度

地方自治体における検討への支援

＜大阪市・京都府・宗像市＞

実務的な手引きの策定(3月中に策定予定)

30年度

具体的な検討への支援

周辺施設との複合的運営の検討も含む

※平成30年度予算案へ計上

コンセッション事業 3件の具体化

利用者満足度・
収益性の向上

地公体への働きかけ (地域プラットフォームでの周知、有望な自治体への現地視察、ヒアリング)

＜実務的な手引きの策定＞

- 有識者検討会の最終報告書も踏まえ、地方公共団体の職員向けのコンセッション事業実施の準備支援のための実務的な手引きを、専門家の協力を得つつ作成中。コンセッションの仕組みだけでなく、先行事例に携わった自治体担当者や事業者からのヒアリング結果、収益構造の検証方法等も盛り込むことで、実務の一助を担える一冊とする。

文教施設におけるコンセッション導入の進捗状況①

奈良少年刑務所赤れんが建造物(法務省所管)

具体化(実施契約締結)

■概要 コンセッション方式を導入し、重要文化財である建造物を観光資源として有効活用(ホテル、賑わい施設のほか、監獄の近代化に関する歴史的史料を展示する史料館など。)を図る予定。

■現在の状況 平成28年10月21日 重要文化財の指定答申
12月 8日 実施方針公表
平成29年 1月16日 募集要項等の公表
4月 4日 応募者ヒアリング(3グループ)
5月26日 優先交渉権者決定
7月 5日 基本協定締結
12月 8日 実施契約締結



■想定スケジュール 平成31年10月 開館

(仮称)大阪新美術館(大阪市所管)

導入可能性調査実施中

■概要 大阪市中之島エリアに「(仮称)大阪新美術館」を新設予定。

■現在の状況

平成28年7月 内閣府「平成28年度 高度専門家による課題検討支援」の支援対象に決定。

平成29年2月 公募型設計競技において最優秀案が決定。

3月 民間事業者への意向調査等を踏まえ、美術館運営へのコンセッション方式導入の効果や、留意点等を取りまとめ。

平成29年5月 文科省「文教施設におけるコンセッション事業に関する先導的開発事業」委託契約締結

8月 導入可能性調査開始(VFM算定調査、マーケットサウンディング、事業スキームの検討、官民リスク分担の検討、モニタリング制度の検討等)

■想定スケジュール

平成30年度 実施方針(案)決定

平成31年度 事業者公募

平成33年度 開館



文教施設におけるコンセッション導入の進捗状況②

京都スタジアム(仮称)(京都府所管)

導入可能性調査実施中

■概要

京都府亀岡市(JR亀岡駅北口に近接)に約2.1万席のスタジアムを整備。その中にスポーツライミング施設や商業施設等を併設。スタジアムを中心としたまちづくりを構想。

■現在の状況

平成28年12月 内閣府「民間資金等活用事業調査費補助事業」の支援対象に決定。民間事業者の意向調査やVFMの算定によりコンセッション方式の導入の可能性について調査を実施。

平成29年 6月 文科省「文教施設におけるコンセッション事業に関する先導的開発事業」委託契約締結。インフォメーションパッケージを作成し、マーケットサウンディングを実施中。民間事業者からの具体的なアイデア・意見を事業スキームに反映し、実施方針案を検討。

■想定スケジュール

平成30年度	実施方針決定
平成32年春	供用開始予定

完成イメージ(鳥瞰)



有明アリーナ(東京都所管)

具体化(実施方針公表)

■概要

有明アリーナ(東京都所管)については、平成29年12月に「有明アリーナ管理運営事業実施方針」を公表。当該方針において、コンセッション方式による管理運営を行う予定としている。

■事業期間・事業内容

実施契約を締結し(2019年4月予定)、東京2020大会の後、スポーツ大会や興行イベント等の利用などコンセッション方式による本格的な運営を実施。(2046年3月末 事業終了予定)

<その他>

- 宗像市 平成29年7月 文科省「文教施設におけるコンセッション事業に関する先導的開発事業」委託契約締結。既存の公共施設等の再配置について、コンセッション方式を含めた最適な事業手法を選定するために必要な調査を実施。
- 内閣府「民間資金等活用事業調査費補助事業」(平成28年度上下水道コンセッション事業の推進に資する支援措置)

※文教施設分野で申請があったもの

【1次採択(平成28年12月)】 横浜市、甲斐市、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合、大野市、忠岡町、京都府、京都市、和歌山市

【2次採択(平成29年 2月)】 盛岡市、二戸市、志木市、福生市、甲府市※、島田市、伊豆の国市、名古屋市、春日井市、神河町、大牟田市、沖縄市、北中城村

※動物園・美術館

公共施設等運営権制度とは？→利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を切り出し民間事業者に運営権を設定する制度。民間事業者が、運営・維持管理を行い、利用料金を自らの収入として収受するもの。

<概要> 「PPP/PFI推進アクションプラン」に記載された目標等を踏まえ、文教施設（スポーツ施設・社会教育施設及び文化施設）における公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）の案件形成を図るため、引き続き**地方公共団体等と連携・協力して、コンセッション事業導入の検討段階における「事業の発案」や「具体化の検討」**を行うとともに、その具体的な**成果を全国に発信・普及**する取組を実施する。

文教施設におけるコンセッション事業の具体の案件形成に向けた取組

- 「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」（主査：山内弘隆一橋大学大学院商学研究科教授）において、文教施設におけるコンセッション事業について、活用のメリットや導入に当たった論点等を整理（平成29年3月 最終報告公表）
- コンセッション事業を円滑かつ効果的に導入するための実務的な手引き（解説書）を作成（平成29年度）

最終報告における論点整理等を踏まえ、先導的開発事業において具体的な検討を実施

先導的開発事業の実施

コンセッション事業導入のプロセス

検討段階

1. 事業の発案

2. 具体化の検討

PFI 手続

事業実施

事業の内容

地方公共団体等におけるコンセッション事業の導入が進むよう、地域や施設の特性等を踏まえ、**導入可能な施設の抽出・選定など「事業の発案」**や、**事業スキームの開発など「具体化の検討」**を実施

1. 事業の発案

（具体的な検討例）

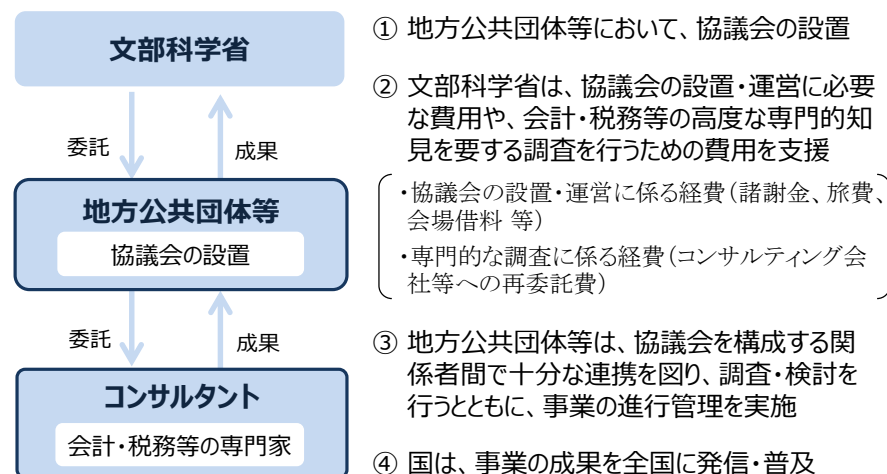
- ・ 導入可能な施設の抽出・選定（目的の明確化、導入効果の検討等）
- ・ 導入の判断基準（地域活性化を考慮したVFM算定方法の検討等）
- ・ 民間事業者へのインセンティブ（創意工夫を引き出す仕組み、収益の分配、複合的な運営の検討等） など

2. 具体化の検討

（具体的な検討例）

- ・ 事業スキームの開発（期間・範囲、VFMの算定、リスク分担、情報開示、法令上・会計・税務上の課題整理等）
- ・ 民間事業者の意向調査（専門的人材の確保の検討等） など

事業の仕組み



- ① 地方公共団体等において、協議会の設置
- ② 文部科学省は、協議会の設置・運営に必要な費用や、会計・税務等の高度な専門的知見を要する調査を行うための費用を支援
 - ・ 協議会の設置・運営に係る経費（諸謝金、旅費、会場借料 等）
 - ・ 専門的な調査に係る経費（コンサルティング会社等への再委託費）
- ③ 地方公共団体等は、協議会を構成する関係者間で十分な連携を図り、調査・検討を行うとともに、事業の進行管理を実施
- ④ 国は、事業の成果を全国に発信・普及

< 実施体制イメージ >